

**令和3年第4回七戸町議会定例会
会議録（第3号）**

令和3年12月3日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 91号 | 七戸町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 92号 | 七戸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 93号 | 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 94号 | 七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 95号 | 七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 96号 | 七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 97号 | 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 98号 | 内部組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 99号 | 工事請負変更契約の締結について
(荒熊内地区調整池整備工事) |
| 日程第 10 | 議案第 100号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町公園施設) |
| 日程第 11 | 議案第 101号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町文化村物産館等) |
| 日程第 12 | 議案第 84号 | 令和3年度七戸町一般会計補正予算（第11号） |
| 日程第 13 | 議案第 85号 | 令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 14 | 議案第 86号 | 令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 15 | 議案第 87号 | 令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 16 | 議案第 88号 | 令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号） |

- 日程第17 議案第 89号 令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第3号)
- 日程第18 議案第 90号 令和3年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第19 報告第 39号 七戸町の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点
検及び評価(令和2年度事務事業分)に関する報告に
ついて
- 日程第20 委員会報告書について
(各常任委員会及び議会運営委員会)
- 日程第21 閉会中の継続調査申出書について
(各常任委員会及び議会運営委員会)
- 追加日程第1 議案第105号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事(建築工
事))
- 追加日程第2 議案第106号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事(電気設備工
事))
- 追加日程第3 議案第107号 工事請負契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ新築工事(機械設備工
事))
- 追加日程第4 議案第108号 物品購入契約の締結について
(除雪グレーダ(4.0m級)交換購入)
- 追加日程第5 議案第109号 七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行について
- 追加日程第6 議案第110号 令和3年度七戸町一般会計補正予算(第12号)
- 追加日程第7 議員定数削減について3月定例会までの期限として議
会改革特別委員会付託の上、審査されたいとの動議に
ついて

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(16名)

議長	16番	瀬川左一君	副議長	15番	盛田惠津子君
	1番	中野正章君		2番	山本泰二君
	3番	向中野幸八君		4番	二ツ森英樹君
	5番	小坂義貞君		6番	澤田公勇君
	7番	呷清悦君		8番	岡村茂雄君

9番 附田俊仁君
11番 田嶋輝雄君
13番 田嶋政義君

10番 佐々木寿夫君
12番 三上正二君
14番 白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	高坂信一君
総務課長	田嶋邦貴君	支所長	小山彦逸君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金見勝弘君	財政課長	附田敬吾君
会計管理者	高田美由紀君	税務課長	町屋淳一君
(兼会計課長)			
町民課長	原子保幸君	社会生活課長	佐々木和博君
健康福祉課長	井上健君	商工観光課長	附田良亮君
農林課長	鳥谷部勉君	建設課長	氣田雅之君
上下水道課長	仁和圭昭君	教育長	附田道大君
学務課長	鳥谷部慎一郎君	生涯学習課長	田中健一君
世界遺産対策室長	相馬和徳君	中央公民館長	高田博範君
		(兼南公民館長)	
		(中央図書館長)	
農業委員会会長	天間俊一君	農業委員会事務局長	三上義也君
代表監査委員	吉川正純君	監査委員事務局長	澤山晶男君
選挙管理委員会委員長	新館文夫君	選挙管理委員会事務局長	原子保幸君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがいまして、令和3年第4回七戸町議会定例会は成立しました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、12月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

○日程第1 議案第91号

○議長（瀬川左一君） 日程第1 議案第91号七戸町過疎地域持続的発展特別事業基金条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 過疎地域持続的発展特別事業基金ということなのですが、二つ、質問します。

私は、過疎地域に特別基金を、今、条例をつくってわざわざ積み立てるといふもののねらいとか意味とかというのがちょっと分からないのです。それが一つ。

それから、基金の積み立ては大体どれぐらいの金額を考えているか。

以上、2点について質問いたします。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えいたします。

この基金条例の設置に当たっては、まず、今回、国のほうから配分されている過疎の、要はこれに関してはソフト事業分ですけれども、これに関して、令和3年には7,150万円、とりあえず国から配分を受けています。あと、令和4年度も、既にもう配分計画のほうがありまして、令和4年度に関しては6,950万円配分されると。これに関しては、この起債を使用しなければ、それで国に返すという表現は適切ではないのですけれども、使わなければそれで終わりということで、来年、再来年度以降、この過疎の事業をソフト事業で使える分に関しては、基金造成をして、計画的にまず使えるという事業であります。まず、名前のごとく、ソフト事業ということで、これに関しては、建設費とか備品購入費とか、そういうことはできません。形のないものということになりますので、基本計画とか、そんなことにまず使用される基金ということで、有効財源でありますので、ぜひ今後とも、まず計画を立てまして、必要なときはまた基金に造成していくということで、今回、補正予算にも計上していますが、2,000万円に関して、トータルでまず6,000万円、基金に造成します。2,000万円が公営塾、柏葉塾に向けての基金造成と、もう一つが、中部上北事務組合のほうで最終処分場の建設計画が

ありまして、それに向けて環境調査が必要ということで、とりあえず約1億4,700万円、計画されているのですけれども、それに向けて4,000万円を基金造成して、それにまず向けるということで、とりあえず今度、来年以降も、とりあえず過疎計画、有効的に使うように、今、計画を立てて進めているところでございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 10番議員、よろしいですか。

○10番（佐々木寿夫君） はい。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

14番議員。

○14番（白石 洋君） これは先だって、いわゆる過疎法の延長というようなことになってきているのだろーと思いたすけれども、いずれにしても、ただいま課長が言うように、7,000万円、あるいはもう7,000万円ぐらい、ざっとのお金がきているから、それを積み立てていきたいのだと、こういうことですので、非常にすばらしいことだと思いたすし、とりわけ七戸高校の柏葉塾についても、これらの予算が配られていくということになるわけです。ただ、聞くところによりますと、5か年ぐらいでそういうことに対する考え方は打ち切りになっていくのだと、こういうことですので、よほどやっぱり慎重に積み立てをするなり何なりしていかなければならないと思いたすし、七戸高校の、今やった状況というのは、これからもずっと続けて、もう高校が、それこそなくなるまで、ともかくやらなければならぬ状況に追い込まれていくのだろーなどと、こう思っているわけです。

特にこの12項目の中での8番目の教育の振興というようなこともありますものだから、非常にあれなのですが、ただ、心配なのは、附則の2の令和13年の3月31日限りでこの効力を失うと、こう1項が盛られておるものですから、これをずっと読んでいくと、あと10年たてば、これが自然になくなるのだと。それは10年もたてば、それはそれなりの移り変わりでいろいろなことが出ていくと思いたすけれども、そのところがどういうふうな見通しで切り替えてその状況をいくのかというようなことも心配になるわけです。それはこれからの作戦だろーと思いたすけれども、その辺、ざっとどんなあんばいになるのですか。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

すみません、財政課長、答弁お願いします。

財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えいたします。

この令和13年3月31日限りでこの効力を失うということで、これは過疎計画に基づいての日付ということになります。

議員、心配されているのが、この後も、ではどのような展開になるかということだとは思いたすけれども、まず、それに関しては、国のほうでの過疎法のまず改正なり

制定で、引き続きこの過疎のソフトがこれに盛られてくるかは、ちょっとその辺は定かではありませんけれども、何とか引き続きこの過疎のソフトも事業としてまず盛られて、継続してやっていければ、地方財政のほうも何とか頑張っていけるということで認識しております。

○議長（瀬川左一君） 先ほどは失礼しました。

ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） 国のほうで、東京に一極集中しないように、地方再生のためにも、そういうバランスのとれたという計画とか、そういう話がニュースで出ていたのです。その絡みからいくと、これが逆に、今、これで期限は切っていますけれども、その延びる可能性というのか、そういう新たな形になる可能性というのはないのでしょうか。これは課長では、町長なり副町長なりから答弁もらえれば。課長ではちょっと難しかべよ。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

過疎事業に関しては、議員の皆さん御承知のとおり、これまでも、もう何十年も前から時限立法的に更新を繰り返してきました。先般も、新しい法律に基づいて、10年間の過疎のうち、町の5年間の計画も策定しました。同じようにローリングをしながら、様々な事業を加えながら、また、国全般でいけば、過疎地域に、今年、東北町も認定された。今後もこの過疎の事業に関しては、国の政策として継続されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） よろしいですか。

7番議員。

○7番（所 清悦君） ソフト事業だけに限られるとはいいつつも、結構いろいろなものに使える事業だなと思って見ていました。

例えば、6の子育て環境の確保だとか、7の医療の確保とか。七戸町の妊婦は町外の病院にかかっているというのを考えた場合に、交通の補助金を出しているということで、それで利用している妊婦さんたちは十分満足しているのかなと思いきや、話を聞いてみると、その補助金をもらっても、町外で出産するとなると、ほかの町の補助金も加えても、結局はもっとお金がかかるということで、子ども2人目、3人目産むのに、やはり躊躇する要因になっているという話を初めて聞いて、そういったところも、やはりもう少し手厚くしていく必要があるのではないかなというのとか、公立の七戸病院を維持するのに億単位の経費がかかっているわけですがけれども、民間の医療であれば、民間だと採算が合わないのはなかなかできないということ、公立の病院がそこを引き受けるとしても、逆に公立の病院で診てくれない患者が民間のほうの病院に世話になってい

るという実態も考えた場合に、果たして町としての補助金のあり方というか、そこもやはり考えるべきだと思っていますので、今は漠然とした言い方しかできませんけれども、適正な配分ということを考えていく必要があるのではないかなと思います。今、そういったところ、何か住民の声、町の行政に満足しているかどうかという情報をとれる状態になっているのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えいたします。

質問の趣旨は、住民の様々な行政に対する声を聞ける体制が整っているかというふうな質問と受け取りましたが、それに対しては、町民の声ということで、これは町民に限らず、町に対する様々な分野の質問がございます。週1回、企画調整課のほうでそれをチェックして、担当課のほうに開示をして、回答に努めております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

13番議員。

○13番（田島政義君） この8番、それから10番のあれでいけば、仮にスポーツ団体なりNPOなりつくった場合、そういう団体の職員の給料とか、そういうのは出る場合もあるのですか。この柏葉塾にも出ていますので、そういう意味で、町のその団体等について、町に予算がなければ、こういうのから出せないのか、それだけを聞いておきます。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

この条例の中に、教育の振興とか、いろいろ名目はうたっています。その都度、その都度、県なり総務省のほうに確認した上で、こういった事業は使えるのかということで、確認をすることになります。

これに関しては、まず、そういった職員の給与にも使えるとか、そういったのを改めてちょっと確認をとってみます。

前に一度、形のないものに関して使用できるといったときに、では取り壊しは形がなくなるからいいのでないのかなということ、確認したら、解体だけでもOKですと。来年、七戸の旧消防署にもこのソフトを当ててやることになりまして、それがなければ、また一般財源からの充当ということになっていましたけれども、そういった漠然と書いていますので、その都度、確認した上で進めているところですので、ちょっと後で確認してみます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第92号

○議長(瀬川左一君) 日程第2 議案第92号七戸町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

10番議員。

○10番(佐々木寿夫君) この課税免除の事業なのですが、この課税免除の対象になる事業は製造業とか旅館業とか情報・サービス業などあるのですが、太陽光発電とか、それから風力発電の事業は、これは課税免除の対象になりますか。

○議長(瀬川左一君) 税務課長。

○税務課長(町屋淳一君) お答えいたします。

現在、旧過疎法の中では、町内で2事業者がこの事業の対象になってございます。お菓子の製造業、それから、機械の製造業、この2社だけでございまして、今のところ太陽光発電業者、数社、七戸町のほうで事業を展開しておりますが、この事業の対象になっているケースはございません。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第93号

○議長（瀬川左一君） 日程第3 議案第93号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第94号

○議長（瀬川左一君） 日程第4 議案第94号七戸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） この改正後の中には、占用区域の面積は、児童1人につきおおむね1.65平米以上なければならない。ただし、長期休暇時や保育の需要が増大したときは、その面積要件を緩和して児童を受け入れることができる。これ、面積を緩和することができる、どこまで緩和できるの、下が。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

この要件については、児童が安全と認められるところまでです。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 安全というのは誰が決めるの。というのは、目安でも何でもなければ、ただ安全というのは、下の下限がなければ、安全だと思えば何ぼ狭くてもい

いことになる、それというのは。そのために、この基準値というのを初めは設けていて、増えてくれればそうだけれども、例えばそれが半分とか3分の2まで減ってもいいとかという基準がなければ、支障がないといえ、誰がその支障あると決めるの。そうならない。別に今、基準がなければ、それは検討したほうがいいよということだ。その件について答弁してください。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

今おっしゃったとおり、国、県に確認して、そちらのほうについて改めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（所 清悦君） 今の点についてですけれども、仮に町内で需要が増大したときというのが、逆の聞き方になりますけれども、通常の何割程度増えると予想されるのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

基本的には、町内の小学校の児童を受け入れるということで考えておりますので、急激に増大するとは考えておりません。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第95号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 議案第95号七戸町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

14番議員。

○14番（白石 洋君） この所得要件の撤廃や、あるいはまた、支給対象を出生から中学生までに変更することによりまして、どれくらいの負担増に町のほうでなるのか。

それからまた、対象者数はこのことによってどれくらい生じるのか。

この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらで所得制限を撤廃することによって、現時点ではありますが、30人ほど増える予定でございます。

それから、医療費については、80万円ほど増える予定ですが、その他経費の削減を含めまして、合計で大体15万円ほどの年間の支出の増を見込んでおります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石 洋君） 負担増になるのは、では95万円だということ、ざっとですけども、だろうというふうなことですが、この中学生まで、それなりに、所得の制限を撤廃することによって、いわゆる上十三の中で、市を含めて、今の95号が通ることによって、私たちと同じような条件の市町村がありますかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

上十三地域では、所得制限を撤廃していないというか、所得制限を設けているところは、十和田市、それからおいらせ町の2町だけになります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石 洋君） そこで、町長にお伺いしたいのですが、昨日も一般質問等でやっておられましたように、高校生までの医療の無償化についてというようなこと等もあったようでございますけれども、今、質問したように、所得の撤廃やら何やらで、やっぱりお金がかかっていくわけですので、何でもかんでもというわけにもいかないことがあるわけですので、しかし、そうは言いながら、やはり子どもたちの医療費の無償化というようなことについては、町長としては、昨日はできないというふうなお話でございましたけれども、いわゆるこのことが通ることによって、次に向かって、いつごろ、高校生の医療費が無償化になるのか、したらいいのかというような予想もあると思うのですよ。その辺のあたりは、どの辺のあたりまで予想しておられますか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えいたします。

今、いわゆる若い世代、移住するときに、よく比較検討しているみたいであります。あそこの町は医療費がただだ、給食費が無料だとかと。それで、今、耳に入ってきているのは、やっぱりその辺も比較検討の対象に入っているということでもあります。

一般質問では、とりあえずはできないという答弁をいたしました。財源は約700万円ということでもありますけれども、私はそんなにかからないような気が実はしておりますけれども、高校ぐらいになると、本当にだんだん丈夫になってきているということもあります。今後、検討をして、やっぱり隣接も、やっぱりそういう高校までの無償化と、こういった町村がありますので、その辺、あまり七戸はだめだねと言われられないような方向で、早々に検討したいと思います。

○議長（瀬川左一君） いいですか。

ほかにございませんか。

7番議員。

○7番（所 清悦君） 七戸町では、特に親子そろって外国から来て住んでいるというのはあまり見かけはしないのですけれども、これは外国人の、国籍は日本にはなくても、外国人の子供も対象になるのかどうか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

七戸町に住所登録があれば対象になります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 今、外国人の技能研修生と伺いますか、5年というのを無期限にするとか、家族で日本に働きに来てくださると、労働力不足を何とかしようとする、経済界はそう要望したのかもしれないけれども、一つ、そこで今問題になっているのが、日本に行って、働いて、自分の国よりも少しでもお金を稼ぎたいと、来たら、結局失業したとか、それで困る。そうするとどうなるかということ、今度、生活保護、今、子供が、国籍は日本ではなくても、住所が七戸町であれば対象になるということでしたけれども、生活保護もそうなっているみたいで、一步進めて言うと、日本で働くのが主の目的ではなくて、今、自分の国で生活するよりも、日本に行って生活保護を受けて生活するほうがかえっていい生活ができるという目的で来る人も増えるのではないかと。それを日本人の税金で使うのかという議論も、今、されているようですけれども、これは国に従ってやるしかないところなので、町でどうこう変えにくいところだとは思いますが、そういった議論は、国なり、町でもされているのか、伺います。町としてはどう考えているのか。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

医療については、保険証を所持していれば、今回の乳幼児、子ども医療について受給

できます。

生活保護については、新認定については、町、村については、県の福祉事務所でを行います。ですので、町のほうでそちらのほうについての決定の権利はありません。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第95号は、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第96号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 議案第96号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第96号は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第97号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 議案第97号押印の見直しに伴う関係条例の整備に

関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第98号

○議長(瀬川左一君) 日程第8 議案第98号内部組織の再編に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番議員。

○8番(岡村茂雄君) ちょっと確認も含めてお伺いします。

今、二つの課が三つに再編されるということなのですが、特にこどもみらい課ですか、これは今の国のこども庁の創設に関係しているもののでしょうか。それともまた、総合戦略で何かこれから強力に事業を進める意味からこういう再編をしたのか、その辺、ちょっとお聞かせ願います。

○議長(瀬川左一君) 副町長。

○副町長(高坂信一君) お答えいたします。

この課の再編ですけれども、これは子ども・家庭総合支援拠点、これを設置しなければならないと。これは平成28年度の児童福祉法において、全市町村、これが子供に関する支援を行うための組織を準備しなさいということで、今、新しく当町においても立ち上げるということでございます。それに伴う課の新設ということでございます。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 8番議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） おはようございます。

これ、各課、社会生活課と健康福祉課で、今までそれぞれに抱えていた事業が三つに分かれるということだと思っておりますが、それぞれの、結局、町民からしたときに、今まで例えば狂犬病の予防接種はどこどこかと、各課で事業を分担していたはずなのですが、これが三つに分かれたときに、持っている事業をどういうふうに、按分ではないな、割り振りするのかということを知っていかねばいけないと思っておりますが、それは今定例会が終わった後に、町の広報とか、今の広報の手段を使ってということになるのか。

○議長（瀬川左一君） 副町長、答弁。

○副町長（高坂信一君） お答えいたします。

この行政機構改革につきましては、一応この議会で承認がいただければ、広報等で町民のほうに周知したい、このように考えております。

これを各課の業務がどうなるかということですが、保健センターにこの三つの課を設置します。そこで子供から高齢者まで、ワンストップで業務ができるような形で行いたい、このように考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 話は変わって、今、社会生活課のある場所、あそこが空くわけなのですけれども、例えば今、現状、事業課の建設課だったり上下水道だったり、七戸庁舎と本庁舎のすみ分け、決裁権限のある委員会だったりを1か所に集中させるのか、今現在、町長決裁をもらうために、上下水道課、もしくは建設課は、毎日というぐらい、本庁舎のほうに町内出張してやっている。その業務そのもの手間たるや、年間にしたら結構な金額に換算されると思うのですが、その課の、保健センターに三つの課を移行することによって、内部の庁内の組織立てというか配置を再検討する考えはありますか。

○議長（瀬川左一君） 副町長。

○副町長（高坂信一君） お答えいたします。

現在の社会生活課の業務が保健センターのほうへ移るということで、あの場所が空くということになります。その空いた後に、どこかの、今、支所にあるとか、そちらのほうの課をこちらのほうに持ってこれないのか、いろいろ検討しました。各課長とも相談しましたが、現状では、まだちょっとこちらのほうへ移動できる体制ではないと。例えば、上下水道課ですと、いろいろな機械、観測する機械とかありますので、すぐこちらのほうには来れないというようなことで、現在は課が入るということはないのですが、何か会議室的な感じ、そういうことで利用したいなと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） いいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがいまして、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第99号

- 議長(瀬川左一君) 日程第9 議案第99号工事請負変更契約の締結について(荒熊内地区調整池整備工事)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

- 9番(附田俊仁君) 確認なのですが、これ、変更契約で、変更した金額がいささかしたものになるのですが、これはもともとの発注金額が議会案件のためにとということで、上げなければならないということの解釈でよろしいですか。

- 議長(瀬川左一君) 財政課長。

- 財政課長(附田敬吾君) お答えします。

議員おっしゃるとおり、当初の契約金額で議会案件ということで、それに伴って、変更契約する場合にも議会の承認ということになります。

以上です。

- 議長(瀬川左一君) 9番議員。

- 9番(附田俊仁君) これ、法律とか、省庁の法律上の要件でなければ、軽微な工事の変更であれば、ある程度、町の規程を直して、議会にわざわざ上げる必要性があるのかと、私、思うのですが、規程とかをもう1回見直す考えはございますか。

- 議長(瀬川左一君) 財政課長。

- 財政課長(附田敬吾君) 議員おっしゃるようによければいいのですが、これに関しては、地方自治法とか、いろいろな関係法令があります。それに基づいて、可能であればそういった形でもっていきたいのですが、これに関しては、こちらのほうで調べてみますので。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石 洋君） 建設課長にお尋ねをしたいのですが、この工事の状況を、簡単にいいですから、今の状況をちょっと説明していただけますか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

今の現在の進捗状況ですけれども、基礎工事が終わりました、今、調整池のほうの積み上げのほうに、製品の施工のほうに入りつつあります。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石 洋君） ちょっと簡単過ぎて分からなかったのですよね。そこでお尋ねをしたいのですが、今、附田議員のほうからも指摘がありましたけれども、金額の大きい、小さいによってというわけには、やっぱり議会でちゃんと決めたものですから、また変更のある場合には議会でというふうなことをしなければだめなわけですので、それはいいとしても、この工事の概要の中で、今、変更しようとするところには、可とう継ぎ手の据えつけが1個から3個になりますと。それから、200のビニールパイプが、今度は高密度のポリエチレンの管に変更になりますと。延長には変わりありませんと、こういうふうなことでやったのでなっているし、それからもう一つは、仮設工の中で、鉄板と、そういったもの等で変更の対象になったと、こうなっているのですが、これはどういうことですか。

というのは、私、申し上げたいのは、入札する際には、前もって設計図書の縦覧があるわけですよ。ですから、確かに間違いもあるから直さなければいけないのだけれども、今頃になって、5か月も、7月7日に入札しているのですよ。それを今頃になってから、ビニール管をポリ管のほうに変えるとか、仮設工などというのは、これはもう工事をしていくために鉄板を敷いていかなければ入っていけないというのは最初から分かっていることですよ。これをなぜ5か月も投げておいて、設計変更にかけなければいけないのか。その間に9月の定例議会もあるし、臨時議会もあっているのですよ。これではちょっとめっちゃくちゃ過ぎませんか。私はそう思う。どんなものですか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

まず、設計の変更の時期として、遅過ぎるのではないかということかと思えますけれども、通常、設計、ある程度の変更がまとまってから変更設計を組んでいって、何回も設計を、数回にわたる設計を組むというふうなことを、通常、しておりませんでしたので、ちょっともう最初から必要なのでしょうかということ、ちょっと認識が甘かったということでございます。申し訳ございません。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石 洋君） そう言われればそのとおりですから、これはどうしようもな

いのですが、やはり緊張感を持ってやらないと大変ですよ。1億円を超える工事などというのは、町にとっては大変な工事ですよ。それを、設計された方々や何かとも相談しながら、あるいはまた、現場には課の職員を配置しながら、見たり、いろいろな相談に乗ったり、やらせたりしているところがあるわけですが、この辺のあたり、ただそう言ったから、私のというようなことだけで済まされるようなものではないと思いますよ。どうやって部下の人たちを教育していくかどうか分かりませんが、あなたにはそういう教育をしていくという務めもあるわけですよ。補佐の人は次に課長になっていくわけですから。今だって、課が増えているでしょう。11課から12課になったと。その人たちのためにも、やっぱり部下を育てていかなければならないという、課長さんたちにはみんな務めがあるわけですよ。そのときに、何回も何回も議会あれするたびにかけるわけにいかないなどという話をして、どっと払いになるのであれば、これはちょっとやっぱりまず過ぎませんか。私はそう思いますよ。

それから、今度はちょっと99号の裏のほうを見ていただけますか。この裏のほうにある、ここに網目がかかって、用地が云々というようなことは、当初、話をしていただいたのですが、この件についてはどうなりましたか。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

定例会、また、臨時会において、その都度、御質問いただいてありがとうございます。

今の状況です。前回の定例会のときにもお答えしましたが、今年度にも入りまして、相続人の方がトータルで9名いらっしゃいます。そのうち、お一人の方にまず連絡がとれない状態で、住所の照会をかけますと、まず東京都内にお住まいということで、そしてそこにまた手紙を出して、手紙は返送されてきませんでした。今年の8月に手紙を出して、それでも連絡がないと。ぜひ何とか連絡くださいということで、今度は簡易書留で送ったら、そのまま返却されてきたということで、実は今年度、今年の1月、2月に職員を派遣する予定でありました。ただ、コロナの関係で、ちょっとできずに、令和2年度に関しては旅費のほうを減額いたしまして、今回、12月補正のほうに予算のほうを計上しております。そこで職員を派遣して、現状、そこにお住まいかどうか、その辺を確認しにまいりたいと思っていました。現在の状況はそのようになっております。

○議長（瀬川左一君） 14番議員。

○14番（白石洋君） そこで、建設課長、ここにずっと図面で赤く書いて、その用地買収できなかったことをずっとカギみたいにして、これ、U字溝か何か入っていくのだろうとは思っただけけれども、その処理はどうなっておりますか。これからやるのですか、あるいはそれまで待つのですか。今の用地買収が決まるまで待つのですか。それともまた、これも発注した中にもう入っておりますか。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

今のこのカギの部分、用地のところに引っ掛かる部分については、現在の工事には入っておりません。今後の進捗によって、この現在の図面のとおりか、もしくは、当初、カギになっていないような状況の設計ということで、用地に合わせて設計のほうを変更して、組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 課長、これ、先に当初の発注のときには、この田中土木というこの会社は、荒熊内地区のすぐ近くに本社があるのだよ、事務所が。とすれば、その場所はどういう場所だか分かっている。あそこの地区は。その形の中で、調整池をつけて、排水をこうしたら、この一番下の当初のやつの中で、現場発生品運搬、仮設排水路工一式とあるけれども、この中に鉄板を敷くやつは入っていなかったのか。入らないで組まれるつもの設計なのか。それで、業者がうんと返事をしたのか。おかしいと思うんだよ。だって、どう考えてみても、あそこの地域は、ましてや調整池でのごたごたしたのをやるので、入っていると思うのだけれども、入っているとすれば、それ、いつになって分かって、これ、7月になったら、いつになって分かって、今に変わってきているの。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） お答えいたします。

まずは、設計に入っていないのに対して、入札が行われたということで、この町で設計をまず組んで、その組んだ設計に合わせた札を入れたということの入札で、業者が、現地がこういう状況だからというのは、入札の時点では入っていないということで考えております。その後、落札して、落札になりまして、現地に入ったときに、業者のほうでは、議員おっしゃるとおり、これはやっぱり鉄板を敷かないと、クレーン等、入れないなということを再認識したかもしれませんけれども、それを町と協議して、まずは鉄板を敷いて施工しましょうということで、工事を進めてまいりました。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 設計の組み方、七戸であそこで工事しているなら、あそこの地区はどういう地区か分かっているはずだべ。その時点で設計に入っていないというのもおかしいと思うけれども、だったら、それで分からないといったら、いつの時点で、7月やったとすれば、いつの時点でそれが分かって、こういうふうにしましょうとなったの、協議を始めた最初のスタートは。

○議長（瀬川左一君） 建設課長。

○建設課長（氣田雅之君） ちょっとはっきりした日時は申し上げることはできませんけれども、工事に入って、もう現場事務所等、建てた時点での時期ではないかと思つて

おります。

○議長（瀬川左一君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第100号

○議長（瀬川左一君） 日程第10 議案第100号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町公園施設）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

7番議員。

○7番（所 清悦君） 今回、この件について、指定管理者の公募を行ったということは非常によいと思います。

公募の方法が、広報とホームページなのかというのを確認したいのと、あとは、応募はほかに、南部縦貫株式会社以外になかったということでしたけれども、問い合わせはあったのか、これを2点目に伺います。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

周知方法でございますけれども、議員おっしゃるとおり、広報と町のホームページ、二つ行っております。

あと、応募に関しては、公募をかけた結果、1者ということで、問い合わせのほうも当該事業者以外からはありませんでした。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 公園に関することですので、関連してちょっとお聞きしたいと思います。

公園施設というのは、恐らく住民がどのぐらい住んでいるか、そこにどのぐらい設置しなければいけないか、そういう規定があるのだと思いますけれども、ちょっと町民からの声として、七戸地区、中心部あたりに公園がないと。子供たちを遊ばせる場所がないと。確かに柏葉公園とかありますけれども、そこもちょっと遠いというような声がありまして、七戸、例えば旧消防署のあたりとか、あのあたり、もうちょっと町内の中心部とか、そのあたりに公園を欲しいなという声があります。今後、そういう公園をつくる、例えば河川敷、あのあたりをちょっと公園化するみたいな形でできないものかということで、公園、今後、増やすことは考えていないかということをお聞きします。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 実は今、御発言を聞いて、公園のやっぱり要望、こういったものがやっぱりあるのかと、実は初めて聞きまして、ないわけではないのですが、いわゆるもう1回点検をして、そしてそういった町民の要望に応え得るような公園というのを、検討はしてみたいと思います。あるいはまた、今あるものの再整備といいますか、そういったものも含めて、調査をしながら検討いたします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 一応公園の数の概要は書いてあるわけですが、5番のところに、指定管理料の予定ということで、828万円あるわけですが、これ、この面積、トイレの数をこの金額でとなると、指定管理の中に、指定管理の内容は当然出てくると思うのですが、その量として、例えば草刈りは別立てになるものなのか、それも全部含まれているのか、それによって、この金額は高いようで、実はすごい安い金額だというふうに認識されるのですよね、例えばやる作業によってですけども。その辺はどこまで指定管理に、今のこの条例の中で、人だけを決めるものなのか、金額の作業の内容まで決まっているものなのかをお教えてください。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

この業務に関しては、全て決まっております。年間、数回、草刈りとか、森林公園に関しては、昨今のコロナの関係で、結構な方々が来ております。その関係で、今回、追加で、一応施設とか、鎖を張ったり、そういったのも今度は含めて管理してもらう形になっております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） 防犯上でいけば、トイレの施設はぐるっとしなければいけないとか、掃除もそうだし、今のいろいろなものが当然含まれてくると思うのですが、そのときに、この金額で、雇っても2人ですよ、多分。瞬間的に、例えば人数をかけなければいけないとかという作業とか考えたときに、果たしてこの金額でいけるのかなと

いうのは非常に心配な部分ではあるので、一応今、結局、指定管理の内容で、この金額でできるという業者の判断なので、いいのですが、今後、例えばきれいに、当然のごとく、町に来ていただくわけですから、その気持ちを形として表すためには、それなりにきれいなものであったり、整備されたものであったり、壊れているところがあって危険な箇所があってはいけないわけですから、そういうところも十分に加味して、今後、管理業務の南部縦貫さんのほうからの提案事項等は補正予算等で十分にしっかり対応して行ってほしいという、要望で終わります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第101号

○議長（瀬川左一君） 日程第11 議案第101号七戸町公の施設における指定管理者の指定について（七戸町文化村物産館等）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 前までは、たしか今現在もそうだろうけれども、七彩館は別になっていたよね。もしそうだとするならば、指定管理料はないのだけれども、その売上げ、七採館の売上げというのはどれくらいあったのでしょうか。これは役場で管理しているから分かるはずだと思うのだけれども。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

今、細かい数字はちょっと手元にないので、予算書のほうには計上しているので、後でもしずれがあれば訂正しますが、産直施設の売上げの、基本的には使用料ですので、15%が全部町に入ってきて、その額は約6,000万円程度であったと思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） とすれば、これに指定管理料が載っていないということは、指定管理料はなしということだよな、逆に言うと。そういうことになると思うのだけれども、でも逆に言えば、今までの6,000万円くらいかかったのが、役場の職員がいたから、その人件費がかかったにしてみても、特別に6,000万円でも、人件費とかそういうのがかかるとは思われないのだけれども、売上げが。とすれば、何かそれを受けることによって、もっと別の業務をやらせるかしなければ、ただただ、今、指定管理を受けた物産協会そのものが利益が増えるだけの様な気がするのだけれども、そうでないのか。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

一見、手数料だけを見ると、かなり利益が出るのかなというふうには見えるのですが、実際は、七彩館というか、産直施設を指定管理から外した3年間、物産館等の指定管理者であった物産協会のほうは、毎年の決算報告が若干のマイナスでありました。その一番の影響は、産直施設を手放したことによる収支のバランスが崩れたこととなります。

今回、元に戻すので、基本的には、大体4年前、5年前ですと、年間の収支でいくと、約とんとんから、多いときで500万円ぐらいのプラスという報告が続いておりました。ですので、今回、元に戻した場合、コロナでないということを仮定すると、ほとんとんから、あっても収益としては300から500万円の範囲内でおさまるのかなと思っています。

ただ、今年、去年と、コロナの影響があって、全体としては約5%から10%の売上げの減になっておりますので、令和3年度、4年度、5年度というのは、できるだけとんとんでいければ、十分その価値はあるのかなというような感じではいます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 視点を変えて、例えば今、あそこに商工観光課があっちにいる、物産協会のほうに。その中にいて、今、行政、役場で七彩館をやっている。その形の中で、それに関わる、そのために、七彩館を運営するための、この物産協会のほうは別なので、そこだけをやったとするならば、商工観光課があそこにおいて、どのくらいの人手がかかって、その七彩館にかかる経費というのはどれくらいかけているの。というのは、レジ打ちとかそういう形は物産協会のほうに頼んでいるはずだ。とすれば、当然として、それはプラスになっているとは思うのだよ。もしそうになっていないのだったら、商工観光課があそこにいる必要はあるのか。そういうことにもなるのではないのか。その辺のところの絡みをちょっと教えてくれ。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

観光課の職員が道の駅の運営等々、特に友の会の事務局を持った関係上、産直での運営には、物産協会と同じように携わってきました。担当者も置いて携わってきました。ただし、その人件費という意味では、特別、売上げの中からもらっているわけではなくて、通常の範囲内の中でやっていました。ですので、指定管理の中を含めると、その分の業務は、1とは言いませんが、0.5、0.6分の業務は減ることになります、見た目では。ただ、友の会の事務局を含めて、商工観光課が一切、手を引きますよということではありません。これまでやってきた業務を、こういった形で運営すればいいのではないのというのを引き継ぎながら、指定管理者と生産者の中立の立場にいるよと、運営に関しても中立の立場にいるよということで、関わりは持っていきたいと思いません。

そして、駅前、交流センターも含めて、道の駅、それから荒熊内地区がこれからいく関係上、まだ観光課が道の駅の中にいる意義というのは、物産協会にとっても心強いのかな、あるいは我々にとっても、常に現場が見られるということで、非常にいいほうに働いていると感じています。ですので、次、観光課が移るタイミングとしては、新庁舎ができるときとか、何か節目のときまではというふうに思っておりますが、いずれにしても、今すぐ観光課があそこに必要なというふうには感じていません。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 産直友の会のほうと物産協会から分かれたいきさつは分かっているよな。でも、また一緒になって、前に戻すということは、前と同じになるわけだ。そういうことでしょうか。では、それが自分が言った形の体制とか、そういうのはどういう形にしているの。そっちに自分たちがいるからということではない。権限が違わないもの。その中の、今までだって、物産協会の中の産直友の会だからしゃべるなどいうところから端を発しているのだよ、これ。確かに物産協会株式会社だから、それこそもうけてもいいからという形で始めたけれども、でもその歯止めというか、そういうルールづくりというのはどうなっているの。これが一緒になったとしても。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

友の会のルールに関しては、3年前のことを踏まえて、観光課が中心になって、そもそもの友の会の会則というか、改めています。また、当時の物産協会の社長、そして事務局長が、今は別な方になっているということで、当時と同じことを繰り返さないように、そしてまた、当時の原因を知っている物産協会の職員というのは残っていますので、むしろその人たちも苦しい思いでやっていたということを知っていますので、そうならない関係をつくると。基本的には、ルールというのは、売る側のルールではなく

て、かといって生産者のルールでもなくて、物産協会側と生産者側と合意したルールのもとで運営していきましょう、それが消費者にとって一番いいのだというような視点で考えていくというようなことを伝えてあります。ルール決めをするときには、これでいいのかというのは、常に私たちがチェックするような形をとっていきたいと感じています。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（呷 清悦君） 3年前の状態に戻すということですがけれども、直営でやっていた場合は、約半分以上の売上げの15%が一旦町に歳入として入って、その使い道は、町のほうで空調設備を直したり、様々なものに使えたと思うのですがけれども、今度はそれが指定管理者に全て入るということで、今までの歳入がなくなるといった場合、まず1点目として、歳入がないけれども、改修工事等が必要になった場合は、町が持ち出しで負担するのかというのを1点、伺います。

3回しかできないから、もう少し質問します。

最終的にというか、問題が起きたのは人によるものであって、またこれから問題が起こるかどうか人もよるところだと思います。

私が道の駅の運営のことで議場で説明すると、産直友の会の会員のあなたが何で一々議場で質問するのだということをおっしゃるけれども、確かにそれは一理あって、私が理事になって、理事会でいろいろな提案がされたときに、それはおかしいのではないのと、多分、その場で、議場で言うぐらいですから、その場でも言うと思うのですがけれども、そこでとめられたのではないのかなと思うことは多々ありました。

ただ、新しい組織になって、では理事を誰を選ぼうかといったときに、お互い、推薦し合おうということになった場合、呷さんがいいと言った人がいたのだけれども、いや、呷さんは議員だからだめだということで、なれないでずっときて、結局、これについても、産直友の会のほうの会員としてどういう議論が進んできたのか見えない、理事会での話し合いの様子も見えないということで、結局、問題が起こったときは、私は議場で質問するしかない状態になるということで、前のように戻りかねないのではないのかなというのが1点です。

ですから、もう1回、質問の内容、お金のところはどうかということのと、産直友の会のほうでも、今回、3年前の形に戻るということに対して、話し合いがなされて、合意を得ているのか、伺います。

2点、伺います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

まず、お金の件ですがけれども、指定管理から外れたとしても、大規模工事、あるいは

新しい施設に関しては、町が行うことになります。大規模改修であったり新しい施設。ただし、指定管理に今回含めたので、軽微なもの、あるいは運営の維持に関することは、一般会計からの持ち出しではなくて、指定管理料はないけれども、指定管理者側のほうで対応していただくということになります。

それから、友の会に関してですけれども、指定管理に含めるよと。そして、友の会の事務局も町から一旦離しますよということは、理事会の中で提案してあります。現在、友の会の会長は、ローズカントリーの理事長でもあり、副町長でもある高坂副町長がやっているのですけれども、当然、その場において、理事の皆さんからは了解されました。先ほど申し上げているとおり、私たちが一切、手を引くのではなくて、3年前、4年前のことも踏まえて、常に私たちもいるよという関係ではいますということで、了解は得てあります。

また、実際は、これからのことを考えると、友の会の方から新しい会長、理事、次の期、今の12月で終わるので、選出していただいて、進んでいければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 理事の合意を得たということですが、私も会員でありながら、こうなるよというのを書面で見るとは初めての状態で、会員がこの件について合意をしているのかというのを1点、伺いたいということと、先ほど話をされていて、質問しなかったミスがありました。産直友の会の理事に議員がなれないという、何か法的な根拠があるのかも伺いたいということです。（発言する者あり）

○議長（瀬川左一君） 質問、続けてください。

○7番（所 清悦君） 産直友の会の総会というのが大事なのですが、1番議員も質問されましたけれども、年会費6,000円が、総会に幾ら使われて、幾ら残ったかという収支よりも、会員友の会の年間の売上がどうだったのかという資料はないのかといったとき、今までの総会でも特になかったのですよね。ですから、そういう大きい、特に影響が大きい金額のことについて、情報提供が不十分ということと、同じ道の駅で比べれば、十和田の道の駅は、去年の品目ごとの売上がどうだったかというのも、20ページぐらいもある資料が来るのに対して、七戸の産直友の会のほうはそういった情報が非常に少なかったというところからも、将来、道の駅をよくしようといったときに、情報提供が不十分であって、また、議論も不十分だったのではないかなと私は感じています。

そういった会員含めて、理事に対しても、全体の売上げとか経費についての情報提供もなされた上で、今後、こういった形で進めるほうが、産直友の会にとってもいいという話し合いがなされたのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

ちょっと前半部分の質問の趣旨がちょっと忘れたので、後半のほうだけまずお答えいたします。

友の会の理事に議員さんがなれないのかという話しでした。実は4年前から、私、この立場にいるので、その当時の総会の記憶があります。もちろん、会則に議員がついてはいけないということではなかったのではなくて、私たちは事務局として運営している、その総会のときに、会員の中から、これから新しく出発する上で、議員さんが理事になると、どうしてもその立場が運営を左右するのではないですかというような意見があって、議員さんはならないほうがいいのかというので、そういう立場の人がいなかったというだけで、会則にあるわけではありません。

それから、後半の質問ですけれども、運営に関するデータの提供に関しては、私も必要であればどんどん出せる部分、個人情報以外の部分に関してはありますので、どんどん話し合いによって、施設でどんなものがどれくらい売れているのか、そういう情報はどんどん要求していくべきだし、また、運営側も、出すことは全然問題ないと思っております。むしろ、何が欲しいのか、来てくれれば、幾らでも出します。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番議員、よろしいですか。

7番議員、簡潔にお願いします。

○7番（呷 清悦君） 答弁漏れとして、理事は合意したけれども、会員が合意して、今ここで議案として出されているのかというのが、答弁がなかったので、それをいただきたいということと、議員が理事にならないほうがいいのかという意見が出たという一方で、呷さんがいいといった意見もあって、呷さんは議員だからならないほうがいいのかというのは、そのときの副町長だったわけですね。

結局、何が問題かということ、はっきり言って産直友の会をどうするかということで、会員で選ばれた理事がしっかり話をして、問題が大きくなるように、そこで解決できるようになればいいのですけれども、理事会で議論するべきところをしっかりとせず、とめるべきところをとめずに、問題が大きくなってから、呷さん、と来るわけですね。だから、そこもやはり教育の一つとして、十和田の道の駅は自分たちから役員を選出して、株式会社でやるぐらいのところまでもっていつているのに比べて、こちらは事務局のほうで提案した内容を承諾するだけでとどまっているような気がしています。

そこで、まずもう1回、大事なところですが、産直友の会の会員は、今回、3年前の形に戻すということについて合意しているのかどうかを一つ伺います。

○議長（瀬川左一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（附田良亮君） お答えいたします。

会員については、これでいいですかというような、今回、伺いは立てておりません。以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） せっかくこの機会でございますので、一つ、指定管理者に要望しておきたいと思えます。

といいますのは、最近、農産物の問題で、なかなか、やはり七彩館というのは新鮮さが売りたいと思うのです。ところが、残念ながら新鮮を通り越しまして、大分時間がたったのが展示されたりして、そういう結構傾向が見られるということで、消費者からも苦情が来ておりました。こんなの売っているのですかと。そういうことでありますので、やはり厳正なチェックをしながら……。

○議長（瀬川左一君） ちょっとマイクの入りが悪いので。

○11番（田嶋輝雄君） 新鮮さが、要するに七彩館の売りがそうだと思うのです、農産物の。ですので、七戸町の農産物がしなびたとか腐ったとか、あるいは、そこまでいっているかどうか分からないですけれども、いずれにしても、そういったお話が出ております。

ということの中で、やはり友の会にしても管理者にしても、これからそういった意味で、やはり青森県第1号でございますので、そのところをきちんとした形の中で売っていただきたいなど、この辺のところを要望しておきますので、お願いいたします。

○議長（瀬川左一君） 要望でいいですか。

○11番（田嶋輝雄君） 要望。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

初めに、原案に反対の発言を許します。

7番議員。

○7番（柘 清悦君） 議案第101号について、反対の理由を述べます。

この議案というのは、道の駅全体の運営を進めていく上で必要な議案として、今回、出されたわけですが、七戸の道の駅自体は非常によくなっています。24時間トイレ、駐車場も増え、そして、寒い思いをしながらたばこを吸っていた人のための場所も設置され、今、それから私が一般質問で提案した風除室、冬、寒くないようにとか、土、日、来場者が多いとき、そこを目当てに、調理しながら売るといったための店舗も、もう営業許可をとって、常時販売できるところまで、非常に町としてはよくやってくれていると思うし、近隣の道の駅と比べても、これだけ投資されている道の駅はないと思っています。そこはすごく高く評価しております。

ただ、運営に関してですけれども、産直友の会、売上げの半分以上を超える会員が、理事は合意したといっても、まず会員がよく理解できていない、情報が不十分だ。これ

は直営になったときに、私も総会の場で提案したことですけれども、会員との情報の共有化をしっかり図ってほしいと。理事会で話し合われたことを、会員に文書で内容を伝えるとか、提案したいことがあった場合に、オブザーバーとして理事会に参加して提案するようにできないかということで、それはやりますという答弁をいただいて、私は安心して、一会員でいてもいいと思ったのですけれども、今回、やはり将来の方向性を決めること、これについて、理事会でどんな議論がされたか、会員に十分説明なり理解、納得されないまま、3年前の形に戻るということについては、道の駅全体がよくやられている中で、残念な点でしたが、今まで私が最もこだわってきた部分ですし、特に指定管理者については、チャンスは公平に与えるべきだということでも、これまでも訴えてきたところでは。

よって、私がずっとこだわって言い続けたことがなかなか実現できていないという部分において、この議案については反対をいたします。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかに討論はありませんか。

12番議員。（発言する者あり）

賛成の討論です。

発言を許します。

○12番（三上正二君） 賛成の立場から発言します。

道の駅そのものは、今、恐らく全体的にはよくなっているのですよ。これは一番最初に、3年前に問題があったときよりは、かなり役員と理事もかわっていますし、それは評価していいと思います。

ただ、できれば、さっき7番議員が言ったように、本当は自立するようになればよかったのですが、ただ、会員の中でも、そういう農家の方々がそれを経営できるみたいにならないから、これはどうしてもやっぱり物産協会に頼らざるを得ない、これはこれでいいと思うのです。

ただ、願わくば、この道の駅全体の中で占める割合というのは、野菜とかそういうのがあって、あそこが成り立っているわけです、物産協会も物産館そのものも。そういう意味では、これからの問題としては、その辺を検討しながら、時期がもう時期だから、やらなければならないのは理解しています。そういう意味では賛成しますが、産直友の会、そっちのほうの意見が反映されるように要望して、賛成いたします。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかに討論はありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 今、12番議員の補足の賛成討論をさせていただきます。

福士町長の前、濱中町長の時代に、公設民営の何か立派な建物はなかったかということで、旧七戸町の町民の有志の方々が、町長と力を合わせて、あその場所に道の駅をつ

くったという経緯があります。

そのときに、物産協会の、何を売るとなったときに、七戸の中の産業、例えばお菓子だったり、テーブルであったり、民芸品をメインにして、そのほかに、農家の方々のつくった野菜もやりましょうということで、物産協会の中に産直友の会を組織して、その中で運営をしてきた。

何回も話にも出ているとおり、11番議員もおっしゃったとおり、農家の人たちに手放して管理させると、売り場としての機能がどうしても劣ってしまう。それをちょっとやり過ぎたがために、3年前の事件になったという今までの流れがあります。

物産協会の経営、公設で民営なので、民営団体はしっかりと利益を確保していかなければ、当然のごとく、経営が成り立たないわけです。物産協会の経営の大部分とは言いませんが、半分以上の売上げを農産物で賄っていて、それで役場にも何回か寄附を受けたりもしたこともありました。

今、この3年間で物産協会の経営はどうなっているのを見たときに、非常によろしくない状態、民営がうまくいかない状態というのは、切り離すことによって、そうなることは目に見えていたのですが、やっぱり3年経過してみると、物産協会の中身は、経営的にはよろしくないような状況になっている。

だから、当然のごとく、元の形に戻して、もう1回、指摘されたことを改正しながら、よろしくなかったら、また経営がこっちに戻ってくる可能性もあるのですが、そうならないように、物産協会の方々には一生懸命、鋭意努力してもらって、この公設民営の形、元の形に戻すことで、私は賛成したいと思います。どうぞ皆様、よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決としたいと思います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 着席願います。

起立多数ですので、したがいまして、議案第101号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩したいと思います。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時45分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○日程第12 議案第84号

○議長（瀬川左一君） 日程第12 議案第84号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

9ページから13ページまでの歳入全般にわたり、発言を許します。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 歳入、12ページ、21款1項1目再生エネルギー推進事業債、これに関連して質問いたします。

町では、温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言をされました。また、今年度からゼロカーボン総合戦略の策定に着手し、計画的に推進していくものと伺っております。その中には、再生可能エネルギーの普及も視野に入っているものと思います。

現在、八幡岳に風力発電施設を建設中ですが、他町村でも、野辺地でも風力発電、それから、十和田の奥瀬のほう、あちらのほうにも風力発電の計画が立ち上がっているところでは、住民説明会などを行って、その中で様々な意見、これには賛成もあり、反対もありなのですが、例えばそういうところの中で、先日も申し上げましたが、町からの見解というものあまり町民に知られていない、あるいは町外の人に知られていないということで、その住民説明会とか、ネットでの議論の中でも、七戸の八幡岳の風力発電、あれは何だと、あれは環境破壊しているのではないかと、そういうような意見をよく聞きます。

この際、この風力発電に関して、これまでのいきさつと今後について、説明をいただければと思います。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） お答えします。

風力発電については、実は住民説明会、たしか2回ほどやったはずですが、ほとんど集まらない、関心がないといいますか、ということで、一部にちょっと声があったのが、景観と。どんと建って、見た目が悪い、見かけが悪いという声も実はありましたが、大きな反対ということもなく、事業が進められました。

そして今、議員おっしゃった環境破壊ということですが、むしろ環境のために、私はよかったというふうに思っています。

今、あそこに建っているのは、中部上北広域事業組合の、いわゆる当時造成した草地の中に建っているということであります。そして、あれはたしか昭和53年から、一応畜産の放牧が始まったのですけれども、約十四、五年、放牧をして、その間に、もう最後は馬だけの放牧ということで、その間に200万円を超える賃借料といいますか、森

林管理署、いわゆる営林署に対しての使用料を払い続けている。何も使わなくても、ずっと払っていました。

それが、一応、契約では、原状に復して返せということで、それは木を植えて返しなさいと。森林管理署とのやり取りでは、原形復帰といいますけれども、木は一朝一夕に大きくなるものではありませんので、ある程度、植樹をして、木を植えて、死なないとか、それを確認して、森林管理署は返したというふうに見なすと。

そうなってくると、今度は312ヘクタールですから、その中に、ヒエン林ということで、底になる、いわゆる区切りにある、残している部分、いわゆる風よけだとか、そういったもので残している部分、あるいはまた、道路もあります。それが約50ヘクタール。それを除いたものに植林をするとなると、実は試行的に中部でやりました。植える人はボランティア。ただし、苗木は買って、そして、草地なものですから、非常に素人が掘るには固いということで、機械でとりあえず穴を掘ってと。そういった経費からして、やはり2,000万円、3,000万円、1年間で、せいぜい2町歩ぐらいなのですよね、やっても。とんでもない、気の遠くなるような作業になるということで、そこから今度はあのお話がありました。

そして、事業者が、JREが80町歩を、いわゆる町にかわって植樹をしますよと。それを受けて、町はとりあえず森林管理署に返すと。そこから必要な分を、今、借りていると思いますけれども、その80町歩にかかった経費が約8,000万円近くあるのです。七千数百万円。とんでもない額であります。それをやらないと、森林管理署は返してもらったということにはならない。あの事業者がやらないと、当然、中部でやらなければならないということになります。やらなければ、未来永劫、借賃を払い続けなければならないと。これはありがたい話だというふうに思っておりまして、まず確かに植えて、80町歩ですね。ですから、当時、3年ぐらいかけて、周辺から苗木を全部集めた。ですから、我々がやりたくても、当然、やれなかったということになりますが、それで今、あれが建っていると。

ただし、今朝など、非常によく見えました。総数で8基ですね。ただし、見えるのは五つなのです。5基ということで、景観上は確かに見えます。神様の山ということで、よくはないと思いますけれども、とりあえず契約は20年ということで、その間にいろいろお金をもらってということになりまして、その分、中部の負担が軽減されると。

もちろん、まだ大体150ヘクタールが残っている。その間に、勝手に木が生えているのが約50町歩ぐらいあるでしょうと、これから。それがなくても、今度は100町歩もまだ残っているのです。これはこれから中部の責任で、やっぱり植えないと、使用料を払わなければなりません。これは令和26年まで、一応予定はしています。中部はお金がありませんから、当然、両町の負担ということになります。両町の中でも、七戸の負担割合が非常に大きいということで、これは恐らくそういういい鳥は飛んでこないと思いますので、中部では非常に長丁場だけれども、やっぱり植え続けなければならない

いと、そう思っていますが、とりあえず80町歩は植えてもらったと。それだけお金をかけてやってもらったということはありがたいことでもありますし、町とすれば、これから固定資産税も入ります。そういったものの一部を、やっぱり中部への負担に向けて、いわゆる植樹、それをして、これからそういう負担軽減といいますか、そういうことで進めていく。ただし、契約は20年ですから、何としてもその20年の間に植樹を完了して、契約上は撤去ということになりますが、それはその時点でないと分かりませんが、とにかくもう景観は悪いのだけれども、我慢をしながら、せっかく当時、そういう開発をもうしてしまったものですから、その埋め合わせということで、これから進んでいく。

ただし、一切、木は切っておりません。ただし、運搬してくる、その途中は恐らく切ったかもしれません、枝。それから、約2町歩ぐらい、8基のうち1基分は、2町歩ぐらい、ちょっと切った部分もあるみたいでありますけれども、それは石倉山の放牧場の下のほうであります。こっちからは一切見えないのですけれども、それはちょっと切ったということです。こちらから見える部分は、一切、木は切っておりませんし、牧草地の中にあれを建てたということでもありますから、そういう面での環境破壊ではなくて、環境をこれからつくっていくという方向になると思います。

○議長（瀬川左一君） 2番議員。

○2番（山本泰二君） 説明、ありがとうございます。

やはりこういったことが行われることについて、最近、特に環境問題については、世間で話題になっているところです。そういうことも配慮しながら、今後、こういう計画を進めていき、さらにまた、先般も質問の中で取り上げましたけれども、こういったことを発信することが必要かと考えますので、今後、このことに関わらず、様々なことについて、町からの発信を強く希望します。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

9番議員。

○9番（附田俊仁君） 11ページのふるさと納税、17款1目に414万円、補正で上がっているのですが、これ、歳出のほうにも、実は返礼品が出ていて、収支で見ると、結構、収入に対してお金がかかっているのですね。これ、今の12月の補正なので、この金額なのでしょうけれども、これは3月になったらどれぐらいの見込みでやっているのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） お答えします。

ふるさと納税、今おっしゃるとおり、歳入とちょっと歳出のバランスということですが、歳出は、今言うとおおり、見込みを決めて、歳出をやっております。この目標が、昨年が4,400万円あまりでした。それを上回るものが入ってくるだろうというこ

とで、6,600万円で一応試算しております。それに対しての歳出を見込んでおりますので、ちょっと歳入と歳出のバランスが違っているということでございます。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 9番議員。

○9番（附田俊仁君） そうすれば、今、12月の時点では400万円だけれども、最終的に3月になれば、そこまでいくということですね。分かりました。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出に入ります。

14ページ、1款1項1目議会費から、19ページ、2款6項1目監査費まで、発言を許します。

5番議員。

○5番（小坂義貞君） 17ページ、新型コロナウイルスの感染症について質問をします。

今、日本というか、各地で2回接種が大分進んで、今現在、大分落ち着いている状態であります。

我が町でも、多分、7割、8割が2回接種が済んだと思います。

この中で、今後、第何波ですか、5波ですか、これから3回目の接種、町はいつ頃を予定しているか。

そしてまた、さらにこの頃、頻繁にニュースで出ている、さらに新しいウイルスですか、南アフリカから来ているような、それについての対応はどう考えているか、その辺、説明をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

皆さんも3回目の追加接種、報道でも分かっているとおり、18歳以上の方、2回目接種の方を対象としております。2回目接種から原則8か月以上たってからということになっていきますので、医療従事者に関しては、もう12月から始まっております。一般の65歳以上に関しては、当町では2月下旬を予定しております。集団接種とかは、七戸病院を予定しています。

今、オミクロン株ですけれども、町では厚労省のほうからそういう情報があり次第、国での対応に準じて対応していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 5番議員。

○5番（小坂義貞君） 一般の65歳以上は2月からということで、私は本当にワクチンが入り次第というか、早目に時期を早めて接種したほうが、安心・安全で、町民のためにもなると思いますので、この辺はしっかりと要望して、早目に3回目の接種ができ

るように要望いたします。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） ここで、暫時休憩します。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時09分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取消し、会議を開きます。

次に、歳出に入ります。

14ページ、1款1項1目会議費から、19ページ、2款6項1目監査費まで、発言を許します。

15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 17ページ、総務費、18目新型コロナウイルス感染症対策費ですが、この中の3節職員手当等ですが、これはコロナのワクチン接種における職員の時間外手当だと思いますけれども、先般、30日の開会日において、職員の期末手当が少なくなるということで、10番の佐々木議員のほうで、それは反対だという声が出ましたが、これはこの手当で十分賄えたのでしょうか。この87万6,000円というのは、非常にあれだけの職員が出て、コロナのワクチン接種における仕事をしていただいたのですが、こんなもののでしょうか。または、時間外においてはどのような手当をしたのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） お答えします。

今の時間外手当、98万1,000円ですけれども、2月から3月にかけて、臨時接種、集団接種等における時間外手当の追加の補正でございます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 15番議員。

○15番（盛田恵津子君） 分かりましたが、私がお聞きしたいのは、ワクチン接種における職員がたくさん出て、本当にスムーズに住民に対するワクチン接種が行われました。本当にありがたいことだと思っておりますが、その折、土、日に出ていた職員たちの時間外、またはその時間外を、例えば代休をとるとか、そういうふうな手当をしたのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 健君） 全て時間外手当でしております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、19ページ、3款1項1目社会福祉総務費から、23ページ、7款1項6目道の駅施設管理費まで、発言を許します。

1番議員。

○1番（中野正章君） 22ページ、6款3目の、まず1節、7節あたりですけれども、結婚相談員報酬が、かなりというか、カットされていると。ここら辺の説明をお願いします。

○議長（瀬川左一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三上義也君） 中野議員の御質問にお答えします。

今年度、結婚相談員の任期が満了を迎えた際に、事業の見直しを行いました。相談員からは、活動は一旦休止してもいいのではないかとといった意見があったため、農業委員会で検討した結果、全会一致で休止が決定したため、今回、予算を減額いたしました。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） 結婚相談員を、まずその仕組みを休止するというので、私としては非常に寂しい気がします。結局、農業委員には、農業後継者を確保するという目的があると思うのですが、やはり未婚問題は、農業に限らず、広く全体にあるわけで、これは農業後継者の問題というよりも、少子化の問題だと思うのですよね。そういう意味で、非常に大きな問題を抱えているなという気がします。それについてどう考えるか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（三上義也君） 中野議員の御質問にお答えいたします。

質問は、少子化対策を行っている中で活動の休止についてということだったのですが、町では、農業者に限定することなく、出会いをサポートしている部署がございますので、今後はそちらのほうへ誘導していきたいと考えております。

また、各地区に農業委員の方々がおりますので、相談の際は声をかけていただければ対応いたします。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） やはり考えてみると、誰でも人の世話になって嫁さんをもたらしていると思います。農業委員会のこの結婚相談員というのも、かつてはかなりというか、それなりに実績を上げたと思うのだけれども、確かに最近、頼む人も頼まなくなったべし、そういうのもあると思うのですが、町ではいろいろイベントとかやっている。やはりそういうイベントというのは、20代の若い人は軽いノリで参加できるかなと思うのだけれども、やはり30代、40代になると、やはりそういうのは難しくなるのかなという気がしています。これは本当に、結局、少子化の元になる問題であるのは間違いないことで、未婚社会、これは超未婚社会と言ったりするらしいのだけれども、これはもっと抜本的に考えていって、私はSNSだのマッチングアプリだのという、今、はやりがあるようなことも言われるけれども、やはり人が動いてくれることによっ

て、そういう出会いがあったり、見つかったりということではないかなと思うのだよね。そのためにも、町が何がしか助けになるようなことを考えていただきたいなと思います。

以上です。答弁はいいです。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） まず、22ページあたりだと思うのですが、直接的ではございませんが、町長はこのたびの冒頭の中で、5割くらいの保険料に対して補填する、あるいは補助すると、そんな形の……。聞こえますか。町長は冒頭の中で、5割くらい補助するとか、そういうお話がありました。といいますのは、このたびは大変農家の人たちも大変厳しい環境になったわけです。そういった意味では、そういう二ツ森議員が質問したときにも、そのような内容をお話ししておりましたけれども、しからば、どのような形の中で推進していこうとするのか、また、時期的なものももし明確な点があるのであれば、教えていただければなと思います。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

町では、コロナ禍による米価下落に対して、今、緊急対策事業を実施しているところでございますが、幾らかコロナのほうが収束しつつあるという中でも、なかなか農産物が従来の値段に戻るのには非常に厳しかろうと。前回の米価下落で、通常ベースに戻っているのが大体3年後ぐらいではありますけれども、今回は米の余剰分がある中でコロナの影響ということもございますので、複数年以上は、今のような値段に戻るのか、果たしてどの値段に落ち着くのかというのが分からない現状でございます。

そのため、第二弾対策として、セーフティーネットの強化ということを考えてときに、加入率が極めて低い収入保険制度が、今現在、対象者の約20%前後で加入している状況でございます。

そのことから、令和4年度、この収入保険加入促進事業費補助金を考えておりました、加入率を高めたいと、経営の安定化を図りたいという趣旨で、来年度、実施する予定としております。

ただ、この保険制度の概要が、青色申告の実績が1年以上ないと加入できないということから、今の発表になっております。

概要は、この収入保険は7割から8割の保険料と、それに附帯する事務費、それと、加入者が任意に積み増しする保険料と、3段階になっておりますけれども、町としましては、その積み増し分を除く保険料に対して2分の1補助することを考えております。なお、農業経営者1世帯当たり1回限りと考えております。

令和4年度に関しましては、令和3年度の加入者数がおおむね80人前後、75人ぐらいでございましたので、10人程度を想定した約600万円から700万円を事業費

として考えております。

先ほど申しましたとおり、保険制度の仕組みによりまして、加入したくても加入できないという方もいらっしゃいますので、当面は複数年を事業対象として考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 今、話の中で、加入している人が20%だよと。残りの80%が対象だということを知りました。と同時に、様々な条件の中で、さらに青色申告を1年以上やっていないとダメだと、様々な条件があるようです。ということで、複数年にわたってということでもあります。

けれども、そこをお願いしたいことは、やはりそういう促進する上では、きちんとした説明をしながら、時間を早め早めに、そのときになってからではちょっと遅いと思いますので、やはりこういうふうなことで推進しますからということで、できるだけ早い形の中でそういったことを周知していく、そういうことをお願いしたいと思います。

大体いつごろかというのは、めどがあれば教えていただければ、それを教えていただければ、あとは回答は要りません。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部 勉君） お答えいたします。

田嶋議員おっしゃるとおり、早目の対応がしたいところでございますけれども、新年度予算が確定するのは3月になります。なお、令和4年度の収入保険の加入の締切りが今月いっぱいということになっておりますので、確約はできませんので、何ともしようがございませぬが、まず、うちのほうで事務を所管している認定農業者の会という団体がございませぬので、それを通じて、加入促進の御案内をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、24ページ、8款1項1目土木費から、28ページ、10款4項9目文化財施設費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、28ページ、10款5項1目保健体育総務費から、31ページ、13款2項16目地域産業振興基金費まで、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般あたり、発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 一番最後の33ページに、前々年度から年度末の残高があるのですけれども、これ、監査委員にお聞きしたいと思います。おとといの一般質問でも、何件かこの七病のことについて出ていたのですけれども、その中身については、ここで発言するつもりはありません。ただ、中部の管轄ですから、監査委員は七病のほうも監査していますよね。それで、年々、負担額が多くなるのですけれども、この町の財政も、このままでいくと、どういくのか分かりませんが、とするならば、町の財政そのものはどうなるのですかね。これを見ても、かなり増えているのですけれども、その辺の見解をお知らせください。

○議長（瀬川左一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（吉川正純君） お答えします。

今、なったばかりで、詳しいことは分かりませんが、やっぱり私なりに七戸病院に対する理想というのはございます。皆さんやっぱり同じだと思いますけれども、地域住民のニーズに応える病院経営ですよ。そして、少しでも負担金を減らしていく。できれば黒字というのが理想なのでしょうけれども、ですから、そうなるためにどうすればいいのか。これは私の力だけではできませんので、本当に地域住民の方、東北町、七戸町役場、それから中部上北事業組合、七戸病院が、皆さんが知恵を出し合って、一つずつ解決していく必要があるのではないかなと思っています。今の状況で言える意見は、私はこれだけです。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 中部の病院の経営とか、そういうことについては聞けませんでした。確かに行政というやつの形は、特に病院のあたりでは負担がどの程度あって、この町そのものは耐えられるのか、また、地域住民に対してどの程度のサービスが、この負債とかそういうのに対して耐えられるのかだと思います。

それはそれとして、ただ、私が聞きたかったのは、この状態の形でいったならば、七戸の町の財政的にはどういうふうな方向にいつているのですかというのを聞いたのですよ。病院の業務とか、そういうのではなくて、病院が必要なのは私も分かっています。これは必要ですよ。だけど、この前言ったようなシミュレーションをしていったならば、町の財政はどういう状況になるのですかと聞いたのですよ。

○議長（瀬川左一君） 代表監査委員。

○代表監査委員（吉川正純君） とても難しい問題ですけれども、それは誰が考えても、考えていることは同じだと思います。ですから、それを幾らかでも減らす努力というか、その辺を考えていく必要があるかなと思っています。

以上です。

○12番（三上正二君） これで終わりますから。答弁は要りませんから。いいですか、議長。

○議長（瀬川左一君） はい。

○12番（三上正二君） 誰が考えても、そういうことをあなたから聞いて、監査委員から聞いているのではないのですよ。分かりますか。今、あなたが持っている、監査した結果で、病院とかそういう、その結果とかそういうので、病院が必要だとか、必要ない、そういうことを言っているのではないのですよ。ただ、負債が増えているから、このままでいけば、町の財政そのものはどういうふうになると予想されますかと聞いているのですよ。もう要りません。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） 今回、1億円ずつ、両町で4年間ということですが、その前は、1億3,000万円ずつ、4年間、実は繰り出し基準というのがあって、それ以外の特別の両町のいわゆる負担というのがありました。ややいい線までいくかなと思ったから、いわゆるコロナで、いわゆる業績がぐっと落ちたのですよ。そうなってくると、やっぱり財政的に、あるいはまた、今後の起債の様々な機器の導入等について、今までは勝手にできたものが、今度は県との協議、半分、許可制みたいなものになるということになりましたので、これから1億円ずつ、4年間のとりあえずの負担というのをお願いをしたい。ただ、これについては、院長も、もちろん私も、経営者ですから、危機感を持ってまして、先般も、夕方、いわゆる全職員、あるいはまたドクターも含めて、院長がかなりやったはずであります。今後のそういった、いつまでも実は1億円も要らないような経営、こういったものを目指していかなければならないというふうに思っております。一応これからの希望としては、そういうふうに思っています。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

○日程第13 議案第85号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 議案第85号令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第86号

○議長(瀬川左一君) 日程第14 議案第86号令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第86号は、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第87号

○議長(瀬川左一君) 日程第15 議案第87号令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第87号は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第88号

○議長(瀬川左一君) 日程第16 議案第88号令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第88号は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第89号

○議長(瀬川左一君) 日程第17 議案第89号令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第90号

○議長(瀬川左一君) 日程第18 議案第90号令和3年度七戸町水道事業会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。
水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 報告第39号

○議長(瀬川左一君) 日程第19 報告第39号七戸町教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和2年度事務事業分)に関する報告についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
以上をもって、報告第39号を終わります。

○日程第20 委員会報告について

- 議長(瀬川左一君) 日程第20 委員会報告についてを議題とします。

本件については、令和2年度第4回定例会において、所管に属する事務調査の継続調査として付託しておりましたが、各常任委員会及び議会運営委員会から調査報告が議長のもとに提出されております。

各常任委員会及び議会運営委員会からの報告は、皆様のお手元に配付している委員会報告書のとおりです。

各常任委員長及び議会運営委員長の報告ですが、省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま議題となっております委員会報告書について採決します。

本件に対する総務企画常任委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス等感染症の今後の状況に対応した施策を推進するべきである。

一つ、人口減少抑制のため、雇用創出の促進を図るべきである。

一つ、再生可能エネルギー導入後の課題の調査を図るべきである。

一つ、道の駅周辺の開発の調査を図るべきである。

一つ、公立七戸病院への負担金支出については、効率性と計画性を求めるべきである、の五つ。

建設産業常任委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス等感染症の状況下における経済対策の促進を図るべきである。

一つ、産業の振興を図るため、高付加価値化、ブランド化並びに後継者育成を図るべきである。

一つ、起業・創業支援を図るべきである。

一つ、生活路線・上下水道及び生活排水の整備を計画的にすべきである。

一つ、町に適合した農地集積を図るべきである。

一つ、公共事業等の早期発注を継続的に図るべきである、の6件。

文教厚生常任委員長の報告は、一つ、新型コロナウイルス等感染症の状況下での教育・福祉への対策を今後も推進するべきである。

一つ、縄文遺跡群及び文化財の保存・整備・活用を図るべきである。

一つ、環境整備対策（不法投棄及び水質汚濁等）の強化を図るべきである、の3件。

以上14件を町当局に要請すべきであるとするものです。

本件は、各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、委員会報告書については、各常任委員長の報告のとおり、町当局に要請することに決定しました。

○日程第21 閉会中の継続調査申出書について

○議長（瀬川左一君） 日程第21 閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、皆様のお手元に配付している申出書のとおり、各常任委員会及び議会運営委員会から、令和4年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査をしたいとの申し出があります。

本件を申し出のとおり、閉会中の継続調査としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、各常任委員会及び議会運営委員会の申し出のとおり、令和4年12月定例会を期限とする閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○追加日程第1 議案第105号から追加日程第6 議案第110号

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

追加議案6件が提出されておりますので、去る12月1日、議会運営委員会において、追加することに決定いたしました。が、議事日程に加えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加議案6件については、本日、議事日程に追加することに決定いたしました。

よって、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

ただいまの追加議案第105号工事請負契約の締結について（（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（建築工事））から、議案第110号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第12号）までの6件を一括上程します。

町長から、追加議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいまは、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださ
いまして、まことにありがとうございます。

また、議員各位には、お疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございま
すので、概要について御説明いたします。

議案第105号工事請負契約の締結について（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事
（建築工事）については、条件つき一般競争入札を令和3年11月24日実施、小又・
工藤・石田・三輪特定建設工事共同企業体に落札となったので、地方自治法及び町条例
の規定により提案するものです。

議案第106号工事請負契約の締結について（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事
（電気設備工事）については、条件つき一般競争入札を令和3年11月24日実施、石
田・十枝内・昭和特定建設工事共同企業体に落札となったので、地方自治法及び町条例
の規定により提案するものです。

議案第107号工事請負契約の締結について（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事
（機械設備）については、条件つき一般競争入札を令和3年11月24日実施、日の出
・石田・三光特定建設工事共同企業体に落札となったので、地方自治法及び町条例の規
定により提案するものです。

議案第108号物品購入契約の締結について（除雪グレーダー（4.0m級）交換購
入）については、条件つき一般競争入札を令和3年11月24日実施、コマツカスタ
マーサポート株式会社東北カンパニー八戸支店に落札となったので、地方自治法及び町
条例の規定により提案するものです。

議案第109号七戸町土地改良事業（災害復旧事業）の施行については、令和3年8
月9日から11日発生豪雨災害により被災した農地及び農業用施設の災害復旧工事を施
工するため、土地改良法の規定により提案するものです。

議案第110号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第12号）については、歳入歳
出予算の総額に8,410万8,000円を追加し、予算の総額を108億659万5,0
00円とするものです。

歳入は、国庫支出金に8,410万8,000円を追加し、歳出は、総務費8,410
万8,000円を追加するものです。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々
に及ぶ中、子育て世帯について、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯
を除き、0歳から高校3年生までの子供たちに1人当たり10万円相当の給付をするも
のです。

今回は、先行給付金として、中学生以下の子供等について、年内に5万円を給付する
ため、歳入歳出を増額するものです。

以上、6議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜り

ますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

追加日程第1 議案第105号工事請負契約の締結について（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（建築工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1番議員。

○1番（中野正章君） この入札については、1回目が、まず資材の単価が合わないということで流れたというのが報道等で知られておりますが、御存じのように、鉄、木材、あらゆるものが高騰しているという、そういう中で、今、この金額で入札された、落札されたということですが、今後、まだ資材の値段が上がる可能性があるわけですが、そういう中で、さらに増額になる可能性はないのかどうか、お聞きします。

○議長（瀬川左一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中健一君） お答えいたします。

資材の高騰につきましては、単品スライド条項の適用というのが国交省のほうで定められてあります。以前、町内においても、七戸小学校の体育館を建設した際に、鉄鋼資材が高騰したということで、この単品スライド条項を適用しまして、変更契約、増額したという経緯がございます。

これにつきましては、条件が様々あります。全体の工事費の1%以上、資材が上がった場合、適用できるとか、そういう条件はありますけれども、万が一、そういう事態になれば、増額の変更契約をするということもあり得るかと思えます。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 1番議員。

○1番（中野正章君） 増額の変更契約、議案が出た時点で、結局、工事は進んでいるわけで、反対ということはまずできないということだろうと思います。まず、分かりました。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

1番議員。

○1番（中野正章君） 私は、この議案に反対します。

皆さんも御存じのように、当町の現状、歯止めのきかない少子化、人口減少、これはコロナ禍によってさらに悪化するとも言われております。私もたびたび指摘しております。

そういう中で、このいわゆる体育館の規模は大き過ぎるのではないかと、矛盾しているのではないかとこのことを指摘しました。十和田市体育館の7割の大きさが、この1万5,000人の人口の当町に合っているのか。身の丈に合っていないのは明らかであろうと思います。設計等、いろいろありますので、サブアリーナをなくすべきではないのかと考えます。

以上、そういう理由で、私はこの議案に反対します。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 次に、議案に賛成の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 着席をお願いします。

起立多数です。

したがって、議案第105号は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2 議案第106号工事請負契約の締結について（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（電気設備工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第107号工事請負契約の締結について（仮称）七戸町総合アリーナ新築工事（機械設備工事）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。
追加日程第4 議案第108号物品購入契約の締結について(除雪グレーダ(4.0m級)交換購入)を議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。
追加日程第5 議案第109号七戸町土地改良事業(災害復旧事業)の施行についてを議題といたします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第6 議案第110号令和3年度七戸町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

○追加日程第7 動議

○議長(瀬川左一君) 13番議員。

○13番(田島政義君) 動議がありますので、動議の発言を許可していただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長(瀬川左一君) はい。

○13番(田島政義君) 動議の提案理由を説明いたします。

理由は、議員定数の見直しについて、提案理由の説明とします。

当町の議員定数は、合併当初、在任特例で36名、平成19年に18名にし、平成23年に16名と、段階的に議員定数を削減をしております。そして、現在に至っております。

合併後15年以上経過し、町の人口減少に歯止めがかからない状況であります。

この人口減少は、地方交付税の配分に大きな影響があります。

町でも、定員適正化計画に基づき、職員の数を削減しております。町政運営に当たっているところでありますので、同様な考え方から、議員も自らの定数を削減しながら

も、議会の活性化を目指すべきところであります。

よって、当議会には、議会改革特別委員会があります。そこで、この特別委員会に、3月の定例会までに議員定数について議論することの提案を動議として提出します。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） ただいま田島政義君から、議員定数の削減について、3月定例会までの期限として、議会改革特別委員会付託の上、審査されたいという動議が提出されました。

この動議は、2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時09分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

お諮りします。

13番田島政義君より提出されました動議について、本日、議会運営委員会において追加することに決定いたしました。議事日程に加えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

本動議を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題とすることについて、採決します。

追加日程第7 議員定数削減について、3月定例会までの期限として議会改革特別委員会付託の上、審査されたいという動議についてを議題とします。

お諮りします。

動議のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、本動議は可決されました。

○閉会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和3年第4回七戸町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。お疲れさまでした。

閉会 午後 2時11分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和3年12月3日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員